

平成30年11月27日

第4回福岡交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

この協議会は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第83号以後、「特措法」という。）」に基づき、福岡交通圏は、『供給輸送力が輸送需要に対し過剰であり、供給輸送力の削減を行わなければタクシー事業の健全な経営を維持することが困難であるため、事業の適正化（供給過剰の是正）及び活性化（需要の拡大）を推進することが必要である』として、特定地域に指定されたことに伴い、タクシー事業が地域の公共交通として、その機能を十分に発揮できるよう、地域の関係者ととともに事業の適正化及び活性化の推進について、必要な協議を行なうために設立したものです。

現在、福岡交通圏におけるタクシー事業者は、一部を除き平成28年10月開催の第2回福岡交通圏タクシー特定地域協議会において策定した「特定地域計画（平成29年3月九州運輸局長認可）」に基づき、タクシー事業の適正化及び活性化に取り組んでいます。

今般、九州運輸局長より福岡交通圏タクシー特定地域協議会会長に対し「特定地域の指定期限の延長について」通達がありましたので、今後の取組み等について協議頂きたく、下記の通り協議会を開催することと致しましたので、お知らせいたします。

なお、新たに当協議会の構成員として参画を希望される方は、開催日の30日前（12月12日）までに、下記の「問い合わせ先」までお申し出ください。

記

1. 開催日時 : 平成31年1月11日（金）13:30～
2. 開催場所 : ソラリア西鉄ホテル福岡
3. 予定議題 : (1)特定地域の指定期限の延長について
(2)その他

[問い合わせ先]
福岡交通圏タクシー特定地域協議会事務局
(一般社団法人福岡市タクシー協会 内)
担当: 森川
TEL:092-434-5100 FAX:092-434-5123

※ 当協議会設置要綱に基づき公表するもので、議題については現時点の予定です。当日の協議会では、内容変更の可能性もございます。